

鹿屋市高齢者祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市高齢者祝金支給条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び「支給日は後日連絡します。」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。